USPTO、コンピュータ生成の画像等に係る意匠審査ガイダンスを改定

2026年3月16日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、3月13日付の官報[1]で、コンピュータにより生成された電子的画像に関して、意匠（デザイン特許）の審査・判断基準を改定する補足ガイダンスを新たに公表した。今般公表された補足ガイダンスは、コンピュータ生成のインターフェイスやアイコンといった電子的な画像について、より柔軟に意匠出願を行い、権利化することを許容するものとされている。

2023年11月に公表された従来のガイダンス[2]によれば、意匠の審査に際して特許法第171条[3]に規定される製造物品要件を充足するためには、コンピュータ生成画像がディスプレイやモニタに具現化（表示）されたものであることが図面上で描かれている必要があった。また、投影画像、ホログラム、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）に係る意匠の保護については言及されていなかった。

今般の補足ガイダンスでは、意匠の名称・請求項の内容によりコンピュータやディスプレイ等の製造物品が特定されている場合には、図面においてそれらが明示的に描かれていなくとも製造物品要件を充足すると解釈される旨が、具体的な記載例とともに説明されている。
そして、それが一過的なものでない限り、投影画像や仮想現実などのようにコンピュータ生成画像がディスプレイやモニタ上に具現化されない場合であっても意匠保護の対象となり得る旨が明確化された。

今般の補足ガイダンスの改定は、これまでUSPTOに寄せられていた、意匠の保護対象の拡充や技術進展に合わせて他の知的財産庁のように審査基準を見直すべきといった意見に応えるものとされ、今後、所定の手続に従って特許審査手続便覧（MPEP）にも反映されることになる。
USPTOは、この補足ガイダンスについて、あくまで各審査官が従うべき内部的な審査業務管理に係るものであって、出願人等に何らかの実体法上の権利利益を生じさせるものではないと説明している。

今般公表された補足ガイダンスは、官報公告日の3月13日より有効とされ、出願日にかかわらず全てのコンピュータ生成画像に係る意匠出願の審査に対して適用されることになる。

（以上）

---

[1] Supplemental Guidance for Examination of Design Patent Applications Related to Computer-Generated Interfaces and Icons (Mar.13, 2026)
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2023/20231129.pdf
[3] 35 U.S.C.§171(a)（製造物品のための新規、独創的かつ装飾的な意匠を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それについての特許を取得することができる）